

藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について  
次の者を藤沢市民ギャラリー運営協議会委員に委嘱する。

2010年（平成22年）9月7日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 氏名等

| 氏名                 | 生年月日 | 住所 | 選出区分  | 新任<br>再任<br>の別 |
|--------------------|------|----|-------|----------------|
| ほしざき くにお<br>星崎 邦夫  |      |    | 学識経験者 | 再任             |
| ふるかわ ひろこ<br>古川 博子  |      |    | 学識経験者 | 再任             |
| ひらまつ けいこ<br>平松 敬子  |      |    | 利用者代表 | 再任             |
| くりた しずこ<br>栗田 静子   |      |    | 利用者代表 | 新任             |
| あいざわ のぶよし<br>相澤 演義 |      |    | 利用者代表 | 再任             |

|                   |  |  |       |    |
|-------------------|--|--|-------|----|
| ふじい のぶたか<br>藤井 信孝 |  |  | 利用者代表 | 再任 |
| もりた けいこ<br>森田 桂子  |  |  | 利用者代表 | 新任 |

## 2 任期

2010年(平成22年)10月1日から2012年(平成24年)9月30日まで

### 提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の任期満了に伴い、委員を藤沢市民ギャラリー条例第10条の規定により委嘱する必要による。

### 参 考

藤沢市民ギャラリー条例 抜粋

(ギャラリー運営協議会)

第10条 ギャラリーの運営及び管理について諮問するため、教育委員会に属する附属機関として藤沢市民ギャラリー運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員（以下「委員」という。）7人をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。